

西宮市教育委員会会計年度任用職員の給与等を定める要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の給与等に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、西宮市会計年度任用職員の給与等に関する条例（平成31年西宮市条例第18号）及び西宮市教育委員会会計年度任用職員の給与等に関する条例施行規則（令和2年西宮市教育委員会規則第16号）の例による。

(給料及び報酬)

第3条 会計年度任用職員の給料及び報酬は、A職員については、別表第1に定める月額を基本とし、B職員については、別表2に定める日額を基本とする。

(雑則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。ただし、別表第2の規定は令和6年4月1日から適用する。

別表第1（第3条関係）

職務の級	標準的な職務	月額
1級	定型的・軽易な業務	163,400円
2級	専門的知識・経験を要する業務	173,000円
3級	相当高度の専門的知識・経験を要する業務	182,600円
4級	高度の専門的知識・経験を要する業務	192,300円
5級	特に高度の専門的知識・経験を要する業務	201,700円
6級	極めて高度の専門的知識・経験を要する業務	219,700円
7級	その他	別に定める

備考

- この表は、1週間の勤務時間が30時間のA職員に適用する。
- 前項の勤務時間以外のA職員の給料及び報酬については、この表の月額欄の額を基礎として、当該A職員の1週間の勤務時間により比例計算して得た額（100円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。

別表第2（第3条関係）

職種	日額	職種	日額
事務	8,110円	用務員	9,090円
介助員	9,520円	家政作業員・園務員	8,110円
看護師	14,350円	市民ギャラリー勤務 (平日)	8,110円
学校事務	9,090円	市民ギャラリー勤務 (土日祝)	8,710円

備考

- この表は、1日の勤務時間が7時間45分のB職員に適用する。
- 前項の勤務時間以外のB職員の報酬については、この表の日額欄の額を基礎として、当該B職員の1日の勤務時間により比例計算して得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。